

# 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』のお知らせ



「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、ふるさと納税を行った方の税務申告を簡素化するため、平成27年4月に出来た新しい仕組みです。

## ■ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、寄附の際に申請すると寄附先の自治体（ニセコ町）から、お住まいの住所地の市町村へ申請内容を通知し、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除が行われるものです（平成27年4月1日以降の寄附から対象）。

確定申告をされる場合には、所得税と個人住民税からそれぞれ軽減されますが、ワンストップ特例制度の場合は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて軽減されます。

## ■ワンストップ特例制度を利用できる方は？（下記のどちらも該当する方が対象です）

### 1 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する「申告特例対象寄附者」

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に、所得税や住民税の申告を行う必要がない方。

- ※ 確定申告を行わなければならない自営業者等の方、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

### 2 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること

年にふるさと納税を行う市町村数が、5団体以下であると見込まれる方。

## ■手続きの方法は？

ワンストップ特例制度を希望される方は、記入例を参考に、「申告特例申請書」に記入・押印の上、下記まで送付してください。申請書を確認後に受付書を送付いたします。

また、マイナンバー法の施行により、平成28年1月1日以降、申告特例申請書に個人番号を記入する欄が設けられ、申請する際には個人番号確認書類と身元確認書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

○個人番号カードをお持ちの方

申請書を郵送する際に、個人番号カードの写し（表と裏）を同封してください。

○個人番号カードをお持ちでない方

申請書を郵送する際に、下記の（1）、（2）を同封してください。

- （1）個人番号確認書類〔通知カードまたは個人番号付きの住民票の写し〕
- （2）身元確認書類〔運転免許証またはパスポートの写し〕

※税の手続きとなるため、顔写真が無いもの1種類でも手続きが可能です。（例.国民健康、保険証、年金手帳）

## ☆ご注意いただきたいこと☆

1 ワンストップ特例申請を行っても無効となる場合があります。その場合、これまでと同じく、確定申告が必要となりますので、あらかじめご注意ください。

- ・ 医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合
- ・ 6ヶ所以上の市町村に寄附して、申請を行った場合

2 申請書提出後（寄附を行った年の翌年1月1日までの間に）、住所変更などがあった場合には、翌年1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。詳しい手続きは下記担当までご連絡ください。

### 【ニセコ町ふるさと寄附担当】

〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

ニセコ町企画環境課経営企画係 宛 （電話 0136-44-2121）

